事 務 連 絡 令和6年1月16日

都 道 府 県 各 指 定 都 市 障害保健福祉・児童福祉主管部(局) 御中 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 精神・障害保健課 こども家庭庁支援局 障害児支援課

令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し 適用すべき措置の指定に関する政令等について

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項の規定により、特定非常災害の被害者の権利利益であって、その存続期間が特定非常災害の発生日以後に満了するものについては、告示で定めるところにより、当該権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができるものとされています。

今般、「令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(令和6年政令第5号)により、令和6年能登半島地震(以下「当該災害」という。)が特定非常災害に指定されるとともに、法第3条第2項の規定に基づき、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件」(令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号)及び「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件」(令和6年厚生労働省告示第7号)により、障害保健福祉関係の一定の権利利益に関する満了日について、当該災害の被害者による延長の

申出を必要とせずに、一律に令和6年6月30日まで延長する措置を講ずることとしました。

これに伴う障害保健福祉に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりとなりますので、御了知の上、管内市町村、障害福祉サービス等事業者、医療機関等への周知をよろしくお願いいたします。

記

### 第1 満了日の延長を行った権利利益

- 1 満了日を延長した権利利益については、別添1及び別添2のとおりであり、 そのうち障害保健福祉に関する権利利益の延長を行ったものは次のとおりで ある。
- (1)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)関係
- 精神障害者保健福祉手帳の交付(特定被災区域内に居住地を有する者に 係るものに限る。)(第45条第2項)
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17 年法律第123号)関係
  - 介護給付費等の支給決定(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第19条第1項)
- 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定(特定被災 区域内に事業所又は施設を有する者に係るものに限る。)(第29条第1項)
- 地域相談支援給付費等の支給決定(特定被災区域内に居住地を有する者 に係るものに限る。)(第51条の5第1項)
- 指定一般相談支援事業者の指定(特定被災区域内に事業所を有する者に 係るものに限る。)(第51条の14第1項)
- 指定特定相談支援事業者の指定(特定被災区域内に事業所を有する者に 係るものに限る。)(第51条の17第1項第1号)
- 自立支援医療費の支給認定 (特定被災区域内に居住地を有する者に係る ものに限る。) (第52条第1項)
- 指定自立支援医療機関の指定(特定被災区域内に指定自立支援医療機関 を有する者に係るものに限る。)(第54条第2項)

## 第2 留意事項

1 特定被災区域内に居住地を有する者については、現に介護給付費等の支給 決定等が行われており、かつ、当該支給決定等の有効期間が令和6年1月1 日から同年6月29日までの間に満了する場合には、当該有効期間を同年6月 30日まで延長することとなる。なお、現に障害支援区分の認定を受けており、 「介護給付費等の支給決定について」(平成19年3月23日付け障発第0323002 号)において示している障害支援区分の認定の有効期間が、令和6年1月1 日から同年6月29日までの間に満了する場合においても、当該有効期間を同 年6月30日まで延長することとする。

また、特定被災区域内に事業所を有する者、特定被災区域内の施設の開設者及び特定被災区域内の指定自立支援医療機関の開設者については、現に指定を受けており、かつ、当該指定の有効期間が令和6年1月1日から同年6月29日までの間に満了する場合には、当該有効期間を同年6月30日まで延長することとなる。

2 特定権利利益に係る満了日の延長措置は、法に基づく特別措置であり、当 該災害の発生前と同様に、障害保健福祉に関する法令により許可等の更新を 行うことのできるものについては、告示による満了日の延長措置にかかわら ず、障害保健福祉に関する法令に基づき許可等の更新を行うこととするよう 御配慮願いたい。

### (資料)

- 別添1:特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件(令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号)
- 別添2:特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件(令和6年厚生労働省告示第7号)
- 参考1:特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)
- 参考2:令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに 対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和6年政令第5号)

官

# 〇厚生 労働省告示第一号

令和六年一月十六日 こども家庭庁長官 渡辺由美子後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を次のように指定する。 後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を次のように指定する。 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八

厚生労働大臣 武見 敬三こども家庭庁長官 渡辺由美子

すっ    お定被災区域内に在る指定自立支援医療機関に係るもの   自せ接法第五十四条第二項の規定に基づく指定自立支援医療   特別	給認定   地本   海認定   地本	(る。)   一部談支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るもの   所な日報の大きを選送第五十一条の十七第一項第一号の規定に基づく指定   特別では、	設に係るものに限る。) 	規定に基づく介護給付費等の支給決定 規定に基づく介護給付費等の支給決定 7日 7日 7日 7日 7日 7日 7日 7日 7日 7日 7日 7日 7日	対象となる特定権利利益
する者 自立支援医 特定被災区	地を有する者特定被災区域や	所を有する者特定被災区域や	所又は施設に	に被村号二際和   居災の)十し、   住区区が二次年   地域域適年災能	
療機関を有	<b>者域内に居住</b>	者域内に事業	を有する者	ででは、 ででは、 ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	者

## ○厚生労働省告示第七号

後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を次のように指定する。 十五号)第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八

定に基づく有料の職業紹介事業の許可 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十条第一項の規	療機関又は保険薬局に係るものに限る。)れに在る保険医れた市町村の区域(以下「特定被災区域」という。)内に在る保険医地震に際し、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用さ規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定(令和六年能登半島規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定(令和六年能登半島健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号の健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号の	対象となる特定権利利益	令和六年一月十六日 厚生
了する者を除く。) 当該許可の有効期間が満 当該許可の有効期間が満 でに する者を除く。)	する者 療機関又は保険薬局を有 特定被災区域内に保険医	対 象 者	生労働大臣 武見 敬三

官

を有する者を有する者の場所に事務所	事務所に係るものに限る。) 事務所に係るものに限る。) 事務所に係るものに限る。) 「第一項の規定に基づく医療機器等決策二十三条の二第一項の規定に基づく医療機器	事務所を有する者	号)第五十条第一項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給等害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三
7   73   75   75   75   75   75   75   7		を有する者特定被災区域内に栽培地	項の規定に基づくけしの栽培の許可項の規定に基づくけしの栽培の許可あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第十二条第一項又は第二
造する医薬品等の製造販特定被災区域内にその製	等外国製造業者の製造所に係る登録医薬品医療機器等法第十三条の三の二第一項の規定に基づく医薬品		に係るものに限る。)に係るものに限る。)
在る者を薬品等の製造販売業者の主たる事務所が		薬営業所を有する者特定被災区域内に向精神	薬製造製剤業者若しくは向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条第一
- アス域内にその 	薬品医療機器 登録 医牙囊胎医療機器	を有する者 若しくは営業所又は店舗 特定被災区域内に製造所	ものに限る。)  ・おのに限る。)  ・おのに限る。 ・おのに限る。 ・おのに限る。 ・おのに関する。 ・まのに関する。 ・まの
を有する者を有する者	区域内に在る製造所に係るものに限る。)医薬品を除く。)、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可な品医療機器等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品(体	療機関を有する者特定被災区域内に指定医	係るものに限る。) 係るものに限る。) 集づく指定医療機関の指定(特定被災区域内に在る指定医療機関に生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に
を有する者を有する者	定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。) 定薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品 (体外診医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品(体外診	を有する者を有する者	帳の交付「「「「「」」」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」では
者機関連携薬局を有する特定被災区域内に専門医	あものに限る。)	する者 経営される旅館業を承継 特定被災区域内において	内において経営される旅館業に係るものに限る。)定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請(特定被災区域旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条の四第一項の規係館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条の四第一項の規
携薬局を有する者特定被災区域内に地域連	の認定(特定被災区域内に在る地域連携薬局に係るものに限る。)の認定(特定被災区域内に在る地域連携薬局に係るものに限る。)	を有する者特定被災区域内に居住地	の請求の請求・の請求・の請求・の請求・の請求・の請求・の請求・の請求・の言族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付の時の遺族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付の請求・の請求・
有する者	区域内に在る薬局に係るものに限る。)という。)第四条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可(特定被災という。)第四条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可(特定被災という。)第四条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可(特別では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	有する者定被災区域内に営業	域内に在る営業所に係るものに限る。) 場の生法第五十五条第一項の規定に基づく営業の許可(特定被品
事務所を有する者特定被災区域内に主たる	く在宅就業障害者特例報奨金の支給障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第四項の規定に基づ	を行う場所を有する者条第一項に規定する検査とは食品衛生法第二十五	に基づく登録検査機関の登録に基づく登録検査機関の登録に基づく登録検査機関の登録
事務所を有する者特定被災区域内に主たる	く報奨金の支給障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づ	を有する者を有する者	の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定
事務所を有する者特定被災区域内に主たる	基づく在宅就業障害者特例調整金の支給障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第二項の規定に	がが	
事務所を有する者特定被災区域内に主たる	く特例給付金の支給障害者の雇用の促進等に関する法律第五十一条第一項の規定に基づ	六年三月二十八日までに事務所を有する者(令和特定被災区域内に主たる	許可 一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

令和6年1月16日 火曜日

	1. 1	- 1 1 /					• •		112			(-3>) 10	,,, -		
九第一項の規定に基づくキャリアコンサルタントの登録職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条の十	の請求 の請求 の請求 の請求 の規定に基づく特別給付金を受ける権利の裁定 九号)第三条第二項の規定に基づく特別給付金を受ける権利の裁定 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百	る。) 製品の販売業の許可(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限製品の販売業の許可(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等	修理業の許可(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)医薬品医療機器等法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機器の	貸与業の評古(特気被災区域内に在る営業別	医療機器等には	業务こ系るものこ根る。)の許可(特定被災区域内において行われる業(配置販売業に限る。)の許可(特定被災区域内において行われる医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売	資素店の景梯器等   対象第一年の表別に在る店舗に係る業(配置販売業を除く。)の許可(特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。		医療等製品外国製造業者の認定医療等製品外国製造業者の認定			ものに限る。) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	事業所に係るものに限る。)管理医療機器等に係る登録認証機関の登録(特定被災区域内に在る管理医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度	機器等外国製造業者の登録機器等外国製造業者の登録	造所に係るものに限る。)造所に係るものに限る。)とは体外診断用医薬品の製造業の登録(特定被災区域内に在る薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療
を有する者特定被災区域内に居住地	を有する者特定被災区域内に居住地	を有する者 特定被災区域内に営業所	を有する者特定被災区域内に事業所	有する	特定被災区域内に営業所	業務を行う者特定被災区域内において	有する者	支えて 戊丙二 言甫	努所が至る者 製造販売業者の主たる事 造する再生医療等製品の 特定被災区域内にその製	を有する者を有する者に製造所	**************************************	を有する者特定被災区域内に事務所	請をする者登録認証機関の登録の申特定被災区域内において	が在る者の主たる事務所が在る者の主たる事務所	者区
(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。) 介護保険法第百七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可	設の許可(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。) か護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開		険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証	者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)  介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業	(特定被災区域内に在る事業所に型介護予防サービス事業者の指定 (特定被災区域内に在る事業所に型介護予防サービス事業者の指定 (特定被災区域内に在る事業所に	<b>呆倹去휵丘十四条の二휵一頁本文の見をこまづく旨它也或密</b>	る。というでは、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切	・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・	要保険は等回して参考し真等し号の見ぎによび、行ぎ上菱巻に配信を持定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	限る。) 「 で で で で で で で で で で で で で	型サービス事業者の指定(特定被災区域内に任る事業所に係るもの介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着	る事業所に係るものに限る。) おり (特定被災区域内に在規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (特定被災区域内に在	呆険去(平成九年去津第百二十三号)第四十一条第一頃本文	労働者派遣事業の許可 労働者派遣事業の許可 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関す	係るものに限る。)(係るものに限る。)(特定被災区域内に在る営業所に的環境の確保に関する事業の登録(特定被災区域内に在る営業所に的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律
有する者特定被災区域内に施設を	有する者特定被災区域内に施設を	員の登録を受けている者員の登録を受けている者の知事から介護支援専門の知事から介護支援専門の知事がらのでは、	特定被災区域内に居住地	を有する者特定被災区域内に事業所	を有する者	按	を有する者特定被災区域内に事業所	有する者	三女父父女内に前有する者		を有する者特定被災区域内に事業所		事	当該許可の育効期間が満出該許可の有効期間が満出が高います。一十八日までに大年する者(令和特定被災区域内に主たる	を有する者特定被災区域内に営業所

令和6年1月16日 火曜日

を有する者を有する者	基づく営業の許可(特定被災区域内に在る営業所に係るものであっ第二条の規定による改正前の食品衞生法第五十二条第一項の規定に食品衞生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)
を 有する 者	号)第七条第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十一
を有する者	医療費又は定期検査手当の支給の請求に、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の
を有する者	<ul><li>しくは遺族一時金又は同条第五号の葬祭料の給付の請求 同法第四条第一号の医療費及び医療手当、同条第四号の遺族年金若 同法第四条第一号の医療費及び医療手当、同条第四号の遺族年金若 置法(平成二十一年法律第九十八号)第三条第一項の規定に基づく 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措</li></ul>
を有する者	の支給の請求(平成二十年法律第二号)第七条第一項の規定に基づく追加給付金(平成二十年法律第二号)第七条第一項の規定に基づく追加給付金所炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第区因子製剤によるC型特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第区因子製剤によるC型
有する者名	定被災区域内に在る施設に係るものに限る。) 学院の指定(特条第一項第三号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定(特条第一項第三号の規定による改正前の介護保険法第四十八分別則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するもの別第一条の一第一項の規定によりなおその効力を有するものは、例2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2
特定被災区	限る。) 限る。) 保証を受ける。 (特定被災区域内に在る事業所に係るものに相談支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の規定に基づく指定一般
を有する者	の給付決定の給付決定の五第一項の規定に基づく地域相談支援給付費等の給付決定、第五十一条の五第一項の規定に基づく地域相談支援給付費等の給付決定。 次項において「障害者総合支援法」と成十七年法律第百二十三号。 次項において「障害者総合支援法」と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平
を有する者 おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おお	<ul><li>会者しくは同項第五号の葬祭料の給付の請求</li><li>会者しくは遺療子当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時号の葬祭料の給付又は同法第二十条第一項の規定に基づく同項第二手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金若しくは同項第五号)第十六条第一項の規定に基づく同項第一号の医療費及び医療工具)第十六条第一項の規定に基づく同項第一号の医療費及び医療工具)第十六条第一項の規定に基づく同項第一号の医療費及び医療工具)第十六条第一項の規定に基づく同項第一号の医療費及び医療工具</li></ul>
特定被災区	のに限る。) 常田 では、

支給の申請 東生省令第六十三号)第十三条第一項の規定に基づく自立支度金の 原生省令第六十三号)第十三条第一項の規定に基づく自立支度金の 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦	の許可 第九条の二第一項の規定に基づく麻薬小売業者間での麻薬の譲渡し 麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和二十八年厚生省令第十四号)	こととされた者に対するものに限る。)則第二条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができるの整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第百二十三号)附て食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令
を有する者 特定被災区域内に居住地	務所を有する者特定被災区域内に麻薬業	

)特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 (平成八年法律第八十五号)

(走上上)

第 号)による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。 益に係る満了日の延長、 の特例、 この 民事調停法 法 律は、 特定非常災害の被害者の (昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停の申立ての手数料の特例及び景観法 履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、 権利利益の保全等を図るため、 特定非常災害が発生した場合における行政 相続の承認又は放棄をすべ (平成十六年法律第百十 上 き期間 利利

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、 居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、 なった者の保護、 より債務超過となった法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困 して定めるものとする。 著しく異常か 当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住 つ激甚な非常災害であって、 当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、 当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日と 当該非常災害を特定非常災 又は当該非常災害に 宅 0

2 指定の後、 項の政令においては、 新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、 次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し 当該措置を政令で追加して指定するものとする。 適用すべき措置を指定しなけれ ばならない。 当

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

デジタル庁設置法第七条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第 する国の行政機関 デジタル庁設置法 七条第三項若しくは第五十八条第四項(宮内庁法 項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八条第五項 次に掲げる権利利益 (内閣府、 (令和三年法律第三十六号) (以 下 宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、 「特定権利利益」という。)に係る法律、 第七条第三項若しくは国家行政組織法 (昭和二十二年法律第七十号) 項の告示 政令又は内閣府設置法 (以 下 第十八条第一項において準用する場合を含む。)、 「法令」という。) (昭和二十三年法律第百二十号) 第十二条第 (平成十一年法律第八十九号) デジタル庁並びに国家行政 の施行に関する事務を所管

長期日」という。)を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。 せるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 益であってその存続期間が満了前であるものを保全し、 又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあっては、 組織法第三条第二項に規定する機関をいう。 以下同じ。)の長 又は当該特定権利利益であってその存続期間が既に満了したもの (当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項 当該委員会)は、 特定非常災害の被害者の特定権 (以下「延 を回 復さ 利利

- の存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの 法令に基づく行政庁の処分(特定非常災害発生日以前に行ったものに限る。)により付与された権利その他 の利益であって、 そ
- 置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)に求めることができる権利であって、 に満了するもの 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関 その存続期間が特定非常災害発生日以後 (国の行政機関及びこれらに
- 2 として、 前項の規定による延長の措置は、 当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。 告示により、 当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、 地域を単位
- 3 申出を行ったものについて、 特定非常災害の被害者であって、 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関(次項において「行政庁等」という。)は、 延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。 その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日 0 延
- 4 きる。 となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、 する必要があると認められるときは、 延長期日が定められた後、 第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継 第一項の国 一の行政機関の長又は行政庁等は、 当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることが 同項又は前項の例に準じ、 特定権利利 続 して実施 の根
- 5 の法令に別段の定めがあるときは、 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置に その定めるところによる。 ついて他

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務 (以下「特定義務」という。) であって、 特定非常

災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上 るものを含む。 て四月を超えない 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日 以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、 範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限 (以下「免責期限」という。) を定めることが 政令で、 特定非常災害発生日から起算し 1の責任 (過料に係 できる。

- までに履行されたときは、 当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。
- 3 があると認められるときは、 係る期限を定めることができる。 免責期限が定められた後、 前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要 政令で、 前項の規定は、この場合について準用する。 特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、 新たに、 当該特定義務の不履行についての免責に
- 4 合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなか つた場

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 める日までの間、 令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定 場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、 破産手続開始の決定をすることができない。ただし、 その法人が、清算中である場合、 第二条第一項又は第二項 支払をすることができな 0)

- 2 をすることができないときは、 裁判所は、 法人に対して破産手続開始の申立てがあった場合において、 当該決定を留保する決定をしなければならない 前項の規定によりその法人に対して破産手続開 0 決定
- 3 項に規定する事情について変更があったときは、 裁判所は、 前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、 申立てにより又は職権で、 その決定を取り消すことができる。 その 他 同項の規定による決定をすべき第
- 4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 5 規定にかかわらず、 項 本文の法 人の その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。 理事又はこれに準ずる者は、 特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、 他 .\_ (T) 法

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置

年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までに到来するときは、 ては、その伸長された期間。 多数の住民が避難 (明治二十九年法律第八十九号)第九百十五条第一項の期間 相続人 (次の各号に掲げる場合にあっては、 又は住所を移転することを余儀なくされた地区として政令で定めるものに住所を有していた場合におい 以下この条において同じ。)の末日が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して 当該各号に定める者) (この期間が同項ただし書の規定によって伸長され が、 同項の期間は、 特定非常災害発生日において、 当該政令で定める日まで伸長する。 特定非常災害により た場合にあっ

**.続人(前号の場合にあっては、同号に定める者)** が未成年者又は成年被後見人である場合 その法定代理

その者の相続人

相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合

民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置

第七条 規定にかかわらず、 争につき、 のに特定非常災害発生日に 「事調停法による調停の申立てをする場合には、 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるも 特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの その申立ての手数料を納めることを要しない。 おいて住所、 居所、 営業所又は事務所を有していた者が、 民事訴訟費用等に関する法律 (昭和四十六年法律第四十号) 当該特定非常災害に起因する民事に関する紛 第三条第 項

(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第八条 満了した場合において、 仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、 の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されてい !項の規定にかかわらず、 市町村長は、 景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、 これを更に延長しようとするときも、 更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。 かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障が 同様とする。 当該延長に係る期間が ないと認めるときは 被災者の住宅

日とする。

官

関する政令をここに公布する。 令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に 御 名 御

令和六年一月十一日

政令第五号

法律第八十五号)第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六 内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 定に関する政令 令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指 (平成八年

(号外特第 4 号)

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(以下「法」 日を同項の特定非常災害発生日として定める。 (特定非常災害の指定) いう。)第二条第一項の特定非常災害として令和六年能登半島地震による災害を指定し、 , 同年一月

条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

を指定する。 (行政上の権利利益に係る満了日の延長期日) 法第三条から第七条までに規定する措置 令和六年六月三十日

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、 とする。 (特定義務の不履行についての免責に係る期限)

**第四条** 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行について の免責に係る期限は、令和六年四月三十日とする。

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、 (法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日

令和七年十二月三十

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に 生市町村の区域とする。 際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条第一項に規定する災害発 (相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日)

(調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日) 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和六年九月三十日とする。

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に 際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和八年十二月三十一日とする。

この政令は、

公布の日から施行する。

3

内閣総理大臣

総務大臣 法務大臣 松本 剛明 内閣総理大臣 岸田 文雄